

「ひなた暮らし体験促進事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

ひなた暮らし体験促進事業業務

2 事業概要

宮崎県への移住をより一層推進するため、「担い手不足に悩む地方の事業者」と「地方に興味のある都市部の方々」をマッチングすることにより、「仕事×暮らし」を体験する取組を県内において促進し、関係人口の拡大を図ることを目的とする。

3 事業の実施体制等

- (1) 本事業統括責任者
本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。
- (2) 事業スタッフ
本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

- (1) 定義
本仕様書における定義は、以下のとおりとする。
 - ① 体験プログラム
宮崎県内の受入事業者のもとで仕事に就き、報酬を得るとともに、宮崎ならではの体験（観光、暮らし、地元との交流等）ができるプログラム
 - ② マッチングサイト
地域の事業者が求人を掲載し、地方で働きたい者が応募することで両者をマッチングする民間が運営するプラットフォーム（おてつたび、タイミートラベル、ワクトリ等）
- (2) 体験プログラムを提供する受入事業者の開拓
 - ① 受入事業者の募集及び説明会の開催
県外からの参加者を受入れ、体験プログラムを提供し、マッチングサイトに登録できる県内事業者の募集を行うこと。募集に当たっては、説明資料を作成し、県内事業者を集めた説明会を開催すること（県内4カ所程度）。

ア 説明会開催における留意点

- ・ 本事業の趣旨、受入に必要な準備、フォローアップ体制やマッチングサイトを利用することによる利点を理解していただける内容とすること。
- ・ マッチングサイトの運営会社と連携して実施すること。
- ・ 各マッチングサイトの特徴を十分に伝え、受入事例の紹介やこれまでのマッチング実績等を示し、受入側にとって有益かつ受入を前向きに検討できる情報の提供に努め、説明会参加者からの賛同を得た上で受入先の確保を図ること。

イ 説明会開催における具体的な業務

- ・ 説明会の企画・運営（日程調整、司会、会場スタッフの手配等含む。）
- ・ 資料の作成・印刷
- ・ 会場の手配・設営、機材設置、資料配付等
- ・ プロジェクター、スクリーン等必要機材の手配
- ・ 参加者の募集及び参加者との連絡・調整

なお、本事業においては、以下の要件を満たす複数のマッチングサイトを活用すること。

- ・ 十分な参加者の応募が見込めること。
- ・ 単なる短期バイトの求人ではなく、地域との交流や関係人口づくりをコンセプトに運営されているマッチングサイトであること。

【マッチングサイトへの新規登録事業者数目標】

15事業者（中山間地域※10事業者、中山間地域以外5事業者）

※宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域

【参加者人数目標】

55人

② 受入事業者の求人募集ページの作成支援

受入事業者がマッチングサイトに掲載する求人募集ページについて、各サイトの仕様に合わせて作成支援を行うこと。

作成に当たっては、仕事内容、期間、人数、賃金、近隣施設や休暇の過ごし方等の求人に掲載する情報を網羅し、参加者の興味・関心を高める内容を示しながら、地域への関心を一層惹きつけるものとなるよう支援すること。

(3) 受入事業者と参加者のフォローアップ

① 参加者の宿泊場所及び移動手段の情報提供

市町村担当者等と連携し、参加者が滞在期間中に宿泊できる施設及び現地での移動手段の情報を取得・整理し、受入事業者が参加者に情報提供を行えるようにすること。

② 参加者及び受入事業者の滞在中のフォローアップ

参加者が滞在している期間中、円滑に体験プログラムが実施できるよう、受入事業者及び参加者のフォローアップを行うとともに、トラブル等発生時においては両者の仲裁や安全確保等の対応を適切に行うこと。

(4) 受入事業者への補助

本事業の実施に当たって必要な次の①～③の費用（委託費を含む。）について、マッチングサイトを活用する受入事業者に支払うこと。

なお、受入事業者への補助は、県外からの参加者を受け入れ、受入事業者に金銭的負担が生じることを条件とする。また、本事業実施前に既にマッチングサイトに掲載している求人は除く（本事業において受入事業者が新たに掲載した求人についてのみ補助の対象とする。）。

※受入事業者に支払を行う場合は、受入事業者から領収書等を徴収した上で、支払額の根拠を証明書類で明らかにすること。

① マッチング手数料

マッチングサイトを利用して発生する手数料について、以下の上限を設けて実費を支給

人数：1事業者につき参加者5人まで

日数：参加者1人当たり5日間まで

② 参加者の宿泊費用

以下の上限の範囲内で実費を支給

<中山間地域※に宿泊>

人数：1事業者につき参加者5人まで

金額：参加者1人当たり1泊3,000円まで

日数：参加者1人当たり4泊まで

※宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域

<中山間地域以外に宿泊>

人数：1事業者につき参加者5人まで

金額：参加者1人当たり1泊1,000円まで

日数：参加者1人当たり4泊まで

③ 各種保険料

参加者の労災保険料及びマッチングサイトを利用する際に加入義務のある保険料について、以下の上限を設けて実費分を支給

人数：1事業者につき参加者5人まで

日数：参加者1人当たり5日間まで

(5) アンケートの実施

受入事業者、参加者及び関係市町村に対しアンケートを実施し、とりまとめること。アンケート内容については、事前に県と協議して決めることとする。

(6) 事業完了報告書の作成

事業終了後、速やかに次の内容をまとめた報告書を作成し提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 受入事業者の属性（業種、地域等）
- ⑤ 受入事業者ごとの実績（体験プログラムの内容、受入人数、日数等）
- ⑥ アンケート結果
- ⑦ 収支報告等

5 委託金額（精算払い）について

8,280,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、上記4（4）受入事業者への補助額については、委託金額のうち1,160,000円を最低限確保することとし、補助の実績が当該金額を下回る場合は精算時に減額する。

6 再委託について

真にやむを得ないと県が認める場合を除き、再委託を行ってはならない。

また、再委託を行う場合は、事前に書面による県の許可を受けた上で再委託することとし、再委託業者との連携を密にし、事業進捗管理や個人情報保護の徹底を指導すること。

7 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本事業により新たに製作した成果物等の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらを無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (4) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約期間終了後5年間は保存すること。
- (5) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (6) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上定めるものとする。